松戸市脱炭素有識者会議(第2回) 議事次第

- 日 時 令和5年8月14日(月) 14:00~16:00
- 場 所 web 開催
- 1 開会
- 2 議 事
 - (1) 松戸市の地球温暖化対策の検討
 - (2) 市民会議及び事業者ヒアリング等の進捗
- 3 閉会
- 4 配付資料
 - 資料1-1 議事次第
 - 資料1-2 松戸市脱炭素有識者会議委員一覧
 - 資料2-1 松戸市の地球温暖化対策の検討
 - 資料2-2 地球温暖化対策検討に係る参考情報
 - 資料3-1 市民会議及び事業者ヒアリング等の進捗
 - 資料3-2 市民会議の依頼文
 - 資料3-2 事業者ヒアリング項目案
 - 資料3-3 事業者アンケート項目案
 - 参考資料1 松戸市脱炭素有識者会議設置要綱
 - 参考資料 2 第1回有識者会議の議事概要
 - 参考資料3 松戸市グリーン購入等に係る基本方針

松戸市脱炭素有識者会議 委員一覧

所 属	氏 名
東京都立大学 都市環境学部都市政策科学科 教授	奥 真美
元 流通経済大学 流通情報学部 教授	古井 恒
国立研究開発法人 国立環境研究所 地球システム領域 地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス 高度技能専門員	伊藤 洋
松戸商工会議所 中小企業相談所 所長	濱島 憲二
千葉銀行 法人営業部 ビジネスンリューショングループ 副部長	羽山 明
一般社団法人銀座環境会議 代表	平野 将人
東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社 支社長代理	岡田 真弓
京葉ガス株式会社 東葛支社お客さまサービスグループ グループマネージャー	増井 嘉則

松戸市の地球温暖化対策の検討

1 松戸市の002排出量の傾向

● 松戸市の部門ごとのCO2排出量(図1)は、2019年で産業部門が40.6%(1,069千t-CO2)、民生(家庭)部門が22.1%(583千t-CO2)、民生(業務)部門が18.8%(495千t-CO2)、運輸部門が16.5%(434千t-CO2)、廃棄物部門が2.1%(55千t-CO2)である。

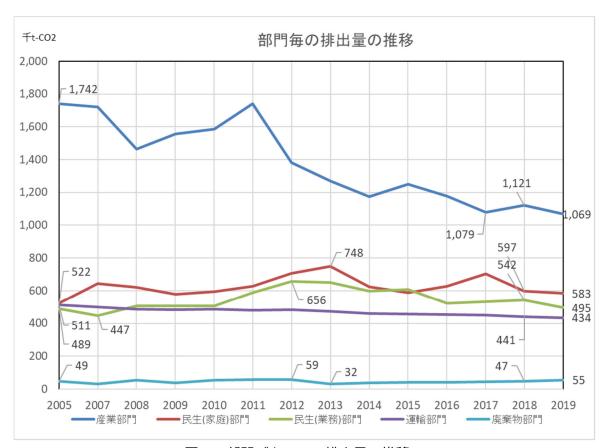


図1 部門ごとのCO2排出量の推移

● 産業部門は排出量全体に占める割合が大きいが、削減が進んでおり、2019年は2013年比で15.8%の削減となっている。松戸市の製品出荷額の推移と比べても、減少幅は大きく(資料2-2 図1参照)、各事業者の取組等により削減されていると推測される。

- 民生(家庭)部門、民生(業務)部門は、排出量は中規模であり、近年は微減傾向だが年によって変動が多く平均してみると横ばいとなっており、排出量削減の取組が必要である。松戸市は世帯数が漸増しており(資料2-2 図2参照)、世帯当たりのCO2排出量削減が重要となる。
- 運輸部門(自動車からの排出)は微減している。変動幅は小さいものの安定して直線的に減少しており、今後、HV、EV、FCV等の次世代自動車の普及が進むと、一層のCO2排出量の削減が見込まれる。
- 廃棄物部門は横ばいだが、排出量全体に占める割合は少ない。引き続きリサイクルの促進、ごみの削減に努める必要がある。
- ▶ 部門別では、民生(家庭)部門及び民生(業務)部門は、横ばい傾向 にあり、新たな取組を検討する必要があると考えられる。
- ➤ その他の部門については、減少又は横ばいの傾向であり、各事業者の 取組やこれまでの施策が一定の効果を発揮していると考えられる。そ のため、既存の取組を軸として更なる促進を図ることが考えられる。

2 CO2排出量削減に向けた施策案の検討

松戸市のCO2排出量の傾向から、特に民生(家庭)部門及び民生(業務)部門について、新たな取組を検討する必要があると考えられる。また、その他の部門についても、既存の取組をさらに促進していく必要がある。

一般的に考えた場合、市町村単位の公共団体で取り組む事が可能な施策は以下のように整理できると想定される。

① 制度の制定

- ・温暖化対策のための取組を定めた条例の制定
- ・税制上での優遇措置等
- ② 環境配慮型の街づくり
 - ・公共施設の脱炭素化
 - ・環境配慮型の街づくりに係る区域の設定 等
- ③ 設備導入や環境保全の取組に対する支援
 - ・住宅や事業所や車への省エネ化、再エネ導入に対して行う補助金の交付
 - ・環境保全や環境教育を実施する市民団体等への取組支援等

④ 啓発活動

- ・ホームページや広報による環境配慮の取組に関する情報提供
- ・市の参加するイベント等でのチラシの配布 等

この手段の中から、国全体として脱炭素政策に舵を切っている中、市に求められる目標とそれに対する施策について検討していく。

まずは、地域脱炭素ロードマップ等、国の定める施策の目標と、松戸市の現状及び課題を次ページで比較する。

●民生(家庭)部門、民生(業務)部門に関する国の主な施策と松戸市の課題

重点対策	分類	2030年	2050年	松戸市の課題
再生可能エネルギー の導入	民間	エネルギーミックスの再エネ比率を踏まえ、太陽 光発電による国全体の発電量について、2030年度 は2021年度の1.5~1.7倍にすることを目標とし ている。		
	公共	政府及び自治体の建築物及び土地では、設置可能 な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入。	2040年には100%導入を目指す。	⇒①再生可能エネルギー導入制度 の検討
	民間	2030年までに新築建築物の平均でZEBが実現していることを目指す。 2030年までに新築住宅の平均でZEHが実現していることを目指す。		再生可能エネルギーを導入しやすい環境の整備。 ⇒②促進区域等の設定の検討
建築物のZEB化、 ZEH化	公共	公共施設等は率先してZEBを実現していることを目指す。 【政府実行計画】今後(2021年10月)新築する新規事業は原則ZEB Oriented相当以上で2030年度までには新築建築物の平均でZEB Ready相当とすることを目指す。		今後、多くの公共施設が更新時期を 迎えるが、本市にZEBの事例はな く、ZEB等の導入方針の検討を行う 必要がある。 ⇒③環境配慮方針の見直しの検討
ゼロカーボン ドライブ	民間	2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す。 EV/PHEV/FCVを全国どこでも安心して利用できるインフラが整備されている。また、充電インフラの電力及び水素ステーションの水素は概ね再工ネ等由来となっている。		市内の自動車保有数は約14万台の内、電気自動車の導入は数百台に満たないと推測される。(R1:221台)また、市の公用車はおよそ300台だが、EV(3台)、FCV(1台)の導入率は現況充分では無い。
. 5 . 5	公共	【政府実行計画】原則、2022年度以降の公用車は全て電動車とし、2030年には全て電動車とする。		(市内の充電ステーションは30箇 所程度) ただし、国の政策などで普及率は進 む可能性は高い。

①再生可能エネルギーの導入制度の検討

2021年の太陽光発電設備の導入状況は、松戸市の建物総数127,378棟^{*1}に対して、太陽光発電施設の設置件数 (FIT・FIP導入件数) は7,712件 (10kw未満: 7,100件 10kw以上: 612件) *2であり、6.1%の普及にとどまっている。

また、環境省が提供するREPOS(再生可能エネルギー情報提供システム)における松戸市の太陽光発電ポテンシャルは1,040.544MW(建物系及び土地系)とされているが、整備されている容量は40.557MWであり、割合としては3.9%にとどまっている。

地域脱炭素ロードマップでは、2030年までに新築住宅の平均及び新築建築物の平均で ZEH、ZEBが実現していることを目指すとしている。松戸市では風力や中小水力、地熱のポテンシャルはほぼ存在しないため、再生可能エネルギーの導入としては、太陽光発電設備の導入促進を進める必要がある。

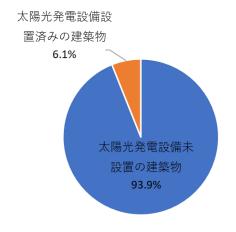


図4 松戸市の建築物の 太陽光発電設備設置割合

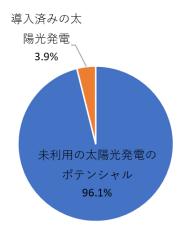


図5 松戸市の太陽光発電 ポテンシャルの導入割合

- ※1 出典) 2021年1月1日時点 松戸市統計書(令和3年版) p.82 用途別家屋棟数及び床面積
- ※2 出典)2020年12月末日時点 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表 用ウェブサイト (https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary)

【参老】	千葉市域における再生可能エネルギー	(大陽光発雷)	の道入日煙
12271	- 1 表 111281(7 1) / S) ## T PI BE 1 457/2モー	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	

区分	2021年度(現状)	2030年度(目標)	2050年度(ポテンンシャル)
導入容量[Mw]	177	981	2,589

[※] REPOS により算定した再工ネ導入ポテンシャル量(太陽光)は3,349MWで、このうち、約760MW については住宅の屋根の老朽化等により太陽光発電設備を設置することは困難と想定されるため、これを差し引き、2,589MW を実質導入可能量として整理

千葉市の数値を前出の本市と同様に計算すると(177÷3,349≒)5.3%の整備率となり、本市の3.9%とほぼ同等である。地方公共団体における、再工ネ導入目標の設定はまだまだ例が少ないが、千葉市では2030年度に現状の5.5倍の太陽光発電を導入する目標を立てている中で、本市も太陽光発電設備の普及を進める必要性があると言える。

【施策案】

・太陽光発電設備の導入を促進する制度の創設

【今後の検討・調査事項】

- ・再生可能エネルギーの導入目標の設定
- ・太陽光発電設備の導入促進の手法の検討(義務化、建築士からの説明義務、補助等)
- ・太陽光発電設備の導入の対象とする建築物等の検討とCO2排出量削減効果の推定
- ・太陽光発電設備の導入を義務付ける条例を制定した自治体の情報収集(webでの情報 収集、ヒアリング等)
- ・集合住宅への導入促進方法の検討
- ・市内の建築業者、発電事業者等へのヒアリング

②促進区域等の設定の検討

2022年に改正された地球温暖化対策推進法により、市町村が再工ネ促進区域や再工ネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行された。

市町村が促進区域を設定し、当該区域内において事業者による事業計画を認定すると、 許可手続等のワンストップ化の特例や環境アセス手続の一部省略等が適用される。令和 5年8月時点で神奈川県小田原市、埼玉県入間市、神奈川県厚木市等の11市町村が促進 区域を設定している。

表 地球温暖化対策推進法の促進区域の設定自治体

No.	都道府県	市町村	促進施設の種類	促進区域
1	埼玉県	入間市	太陽光	・市有公共施設
2	神奈川県	小田原市	太陽光	・市街化区域内
3	神奈川県	厚木市	太陽光	・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内 の土地
4	長野県	箕輪町	太陽光	・町が所有する公共施設の屋根 ・町が所有する土地 ・産業産地
5	岐阜県	恵那市	太陽光	・住宅の屋根上 ・住宅以外の建物の屋根上
6	滋賀県	米原市	太陽光、蓄電池、 自営線、EMS	・米原駅周辺民生施設群の一部
7	島根県	美郷町	太陽光	・町が所有する公共施設の屋根の上 ・町が所有する土地(未利用地) ・農地
8	福岡県	福岡市	太陽光	・建築物の屋根 ・公共用地
9	佐賀県	唐津市	太陽光、風力、中 小水力、バイオマ ス及びその電力を 活用した水素製造 も含む	・公共施設、公用地
10	徳島県	阿南市	太陽光	・市が所有する公共施設の屋根 ・市が所有する土地
11	愛媛県	松山市	太陽光	市が管理する施設等を中心に、大規模な 太陽光発電設備を設置可能な対象施設・ 対象地域 ・最終処分場、埋立センター、廃棄物セ ンター ・空港周辺地域 ・島しよ部地域 ・市所有未利用地

他自治体の事例では、公共施設を促進区域に設定している事例もある。公共施設については、事務事業編で対象施設としている施設は207施設あるが、そのうち太陽光発電設備を導入している施設は18施設(8.7%)であり(資料2-2参照)、再生可能エネルギーの導入促進が必要である。

また、2022年6月に公布された改正建築物省エネ法では、建築士の性能向上努力義務や 説明努力義務、住宅トップランナー制度の拡充等のほか、建築物再生可能エネルギー利 用促進区域制度が創設された。

松戸市においても、民間、公共施設の両面の再生可能エネルギーの導入促進に向け、これらの促進区域当の設定の検討を行う。

【施策案】

・地球温暖化対策推進法の促進区域の設定及び建築物省エネ法の建築物再生可能エネル ギー利用促進区域の設定

【今後の検討・調査事項】

- ・区域のゾーニング手法の検討
- ・促進区域の申請に必要となる計画案の作成
- ・促進区域の設定等に伴う松戸市地球温暖化対策実行計画の改定の検討
- ・促進区域を設定した自治体の情報収集(webでの情報収集、ヒアリング等)

③環境配慮方針の見直しの検討

地域脱炭素ロードマップでは、公共施設は率先してZEBを実現していることを目指すとされている。公共施設は一度建設すると、その後数十年使用するものであり、施設の新築時や改修時にZEB化を考慮した計画とすることが重要である。

松戸市では、公共施設の更新等に向けて、松戸市公共施設再編個別計画を策定している。 当該計画は、今後も安定した公共施設サービスの提供をするとともに、次世代に安心・ 安全な公共施設を引き継ぐため、令和4年度(2022年度)から令和10年度(2028年度) までの7年間を計画期間として定め、令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度)までを第1期として施設の更新や改修等の予定を整理している。

当該計画では、14施設を第1期の更新対象としており(資料2-2参照)、これらの施設は可能な限りZEB化に向けた計画とする必要がある。

一方、松戸市の現在のグリーン購入の環境配慮方針は建築物が含まれておらず、施設の ZEB化を促進するためには、方針を見直す必要がある。

【施策案】

・松戸市のグリーン購入方針の見直し(建築物の新築、改修時の配慮)

【今後の検討・調査事項】

- ・施設整備計画を踏まえた、CO2排出量削減効果の推定
- ・関係部署との連携体制の構築

④その他の施策

今後、地球温暖化対策を進めていくうえで、地域で活動する事業者、市民団体、大学等、 様々な取組主体との連携が重要となる。

そのため、市民活動等を促進する仕組みを検討する必要がある。

【施策案】

- ・地球温暖化対策に関する市民活動への支援
- ・事業者等との連携体制の構築(今年度ヒアリングを実施)

【今後の検討・調査事項】

- ・効果的な支援策の検討
- ・緑地保全等の温室効果ガスの吸収に関する取組の扱いの検討
- ・他自治体等の支援制度の情報収集
- ・事業者との連携内容の検討

その他、第1回有識者会議で挙げられた検討事項は以下のとおり。これらの事項についても、引き続き検討、情報収集を行う。

- ▶ 太陽光発電等を導入した際の効果の評価手法
- ▶ 再工ネ電力のスマートグリッドの構築
- ▶ 水素ステーションの拡充
- 施策案や今後の検討・調査事項について、過不足がないかご意見を いただきたい。
- 松戸市では、国のロードマップの施策とあわせて、2050年カーボン ニュートラルを達成するための施策として以下の施策の検討を行って はどうか。
 - ① 再生可能エネルギー導入制度の検討
 - ② 促進区域等の設定の検討
 - ③ 環境配慮方針の見直しの検討
- 次回以降、各施策の効果やメリット、デメリットを検討したうえで 施策の骨子案を固めていきたい。

地球温暖化対策検討に係る参考情報

松戸市の温室効果ガス排出量(産業部門)

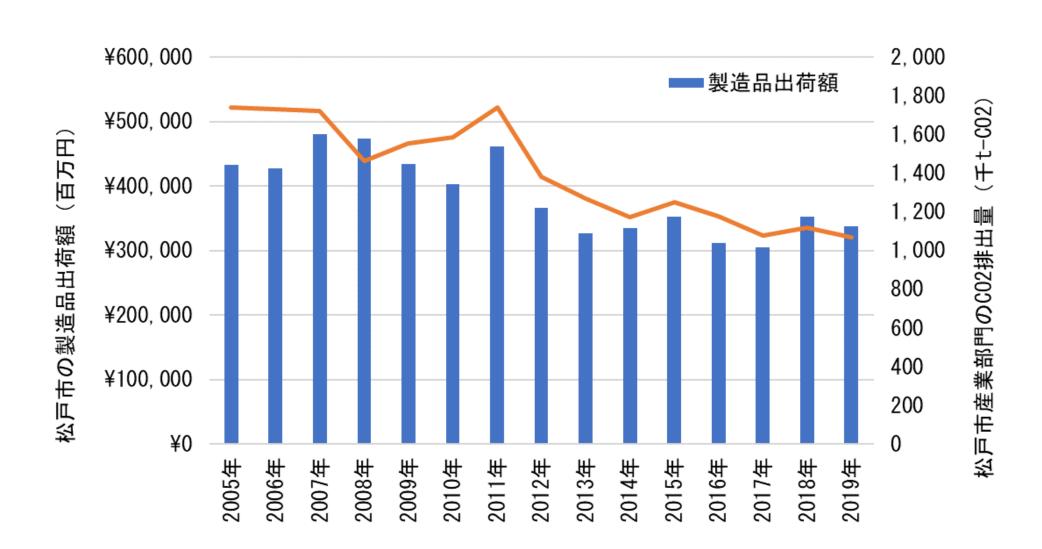


図1 松戸市の製造品出荷額と産業部門のCO2排出量

松戸市の温室効果ガス排出量(民生(家庭)部門)

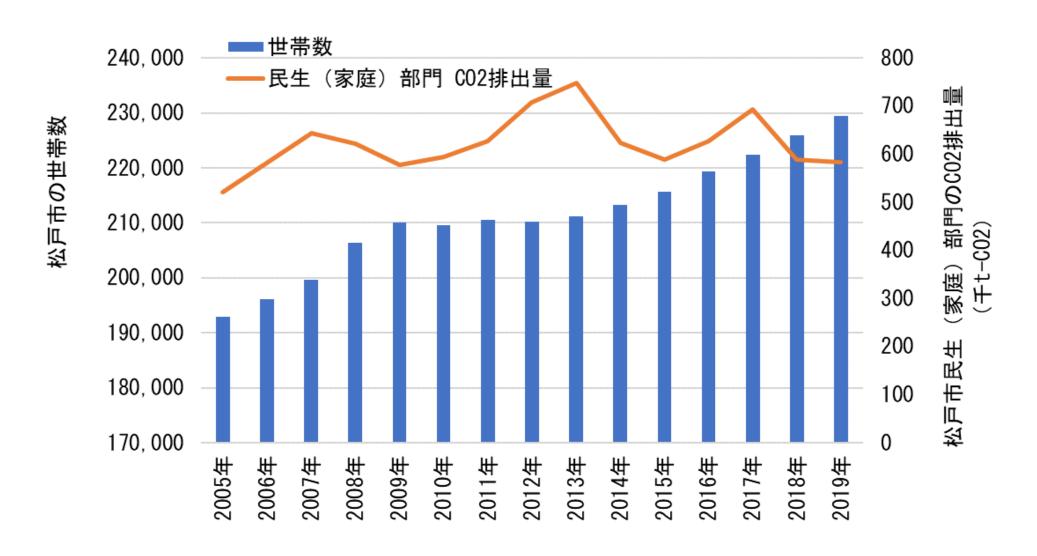


図2 松戸市の世帯数と民生(家庭)部門のCO2排出量

他の地方公共団体の取組

● 再生可能エネルギーの導入に関する条例

他の地方公共団体では、再生可能エネルギーの導入を促進するための条例を制定している例がある。

自治体名	条例等名称	公布、施行日	再エネ導入促進の内容	義務をかける対象	対象とする再エネ設備
東京都	都民の健康と安全 を確保する環境に 関する条例	令和4年12月22日公布 令和7年4月1日施行	①大規模建物(ビル、マンション)(延床 面積 <u>2,000㎡以上</u>)の <u>新築時に再エネ設備 の設置</u> を義務付け ②中小規模建物(延床面積 <u>2,000㎡未満</u>)の 新築時に再エネ設備の設置を義務付け (事業者単位での義務付け)	① <u>特定建築主</u> ②ハウスメーカー等の <u>事業者</u> (年間延べ2万 ㎡以上の建物(住宅・ ビル)を建築する大手 事業者(50社程度)	太陽光、風力、バイオマスを熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)
川崎市	川崎市地球温暖化 対策等の推進に関 する条例	令和5年3月30日公布 令和7年4月1日施行 (③は令和6年4月1日施行)	①延べ床面積2,000㎡以上の建築物(特定建築物)の新築・増築時に太陽光発電設備等の設置を義務付け ②延床面積2,000㎡未満の建築物(中小規模建築物)の新築時に太陽光発電設備の設置を義務付け ③建築主への太陽光発電設備の設置に関する説明を義務付け	① <u>建築主</u> ②市内に年間一定量以 上建築・供給する <u>建築</u> <u>事業者</u> (特定建築事業 者) ③ <u>建築士</u>	①太陽光、太陽熱、バ イオマス、風力、地 中熱など ②太陽光。代替措置検 討中
京都府京都市	・京都府再生可能 エネルギーの導入 等の促進に関する 条例 ・京都市地球温暖 化対策条例	< 京都府 > 令和2年12月23日公布 令和4年4月1日施行 (③は令和3年4月1日施行) < 京都市 > 令和2年12月18日公布 令和4年4月1日施行 (③は令和3年4月1日施行)	①特定建築物(延床面積 <u>2,000㎡以上</u>)の新築・増築時に <u>再エネ設備の導入</u> を義務付け ②準特定建築物(延べ床面積 <u>300㎡以上~2,000㎡未満</u>)の新築・増築時に <u>再エネ設備の導入</u> を義務付け ③ <u>10㎡以上</u> の建築物の設計時に <u>再エネ設備の導入</u> に関する説明を義務付け	① <u>特定建築主</u> ② <u>準特定建築主</u> ③ <u>建築士</u>	太陽光、風力、水力、 地熱、太陽熱、バイオ マス
福島県 大熊町	大熊町ゼロカーボ ンの推進による復 興まちづくり条例	令和3年9月16日公布 令和4年4月1日施行	非住宅部分の床面積300㎡以上の建築物の新築、増築又は改築時に再エネ設備の設置を 義務付け	特定建築主	太陽光、太陽熱、地中 熱、その他再生可能エ ネルギー
群馬県	2050年に向けた 「ぐんま 5 つのゼ ロ宣言」実現条例	令和4年3月15日公布 令和5年4月1日施行 (②は令和4年10月1日施 行)	①床面積 <u>2,000㎡以上</u> の建築物(特定建築物)の <u>新築、 増築又は改築時に再エネ設備の設</u> 置を義務付け ② <u>特定建築物</u> の設計時に <u>再エネ設備の導入</u> に関する説明を義務付け	① <u>特定建築主</u> ②特定建築物の <u>設計者</u>	太陽光、風力、水力及 び地熱、太陽熱、大気 中の熱その他の自然界 に存する熱並びにバイ オマス

松戸市の公共施設への再エネ導入量

施設名	設備	容量(kW)
寒風台小学校	太陽光発電設備	10
幸谷小学校	太陽光発電設備	10
北部小学校	太陽光発電設備	10
矢切小学校	太陽光発電設備	10
高木第二小学校	太陽光発電設備	10
小金小学校	太陽光発電設備	10
常盤平第一小学校	太陽光発電設備	10
栗ヶ沢小学校	太陽光発電設備	10
松飛台小学校	太陽光発電設備	10
梨香台小学校	太陽光発電設備	10
八ヶ崎第二小学校	太陽光発電設備	10
新松戸南小学校	太陽光発電設備	10
東松戸小学校	太陽光発電設備	10
総合福祉会館	太陽光発電設備	3
常盤平老人福祉センター	太陽光発電設備	6
東松戸支所(ひがまつテラス)	太陽光発電設備	40
小金浄水場	太陽光発電設備	10
中央消防署	太陽光発電設備	20

松戸市公共施設施設再編個別計画

計画の第1期(令和10年度まで)で「更新」(建て替え、集約)とされている施設

施設名称	延床面積(㎡)	建築年(西暦)	構造
市役所庁舎	28,405.56	1959	鉄骨鉄筋コンクリート造
市役所庁舎(共用物品倉庫等)	315.5	1979	軽量鉄骨造
矢切支所	511.48	1982	鉄筋コンクリート造
二十世紀が丘消防署	882.47	1973	鉄筋コンクリート造
まつど市民活動サポートセンター	1906.08	1974	鉄筋コンクリート造
図書館本館	1881.36	1973	鉄筋コンクリート造
図書館矢切分館	101.97	1976	鉄筋コンクリート造
公民館	529.24	1976	鉄筋コンクリート造
市民会館	5556.87	1964	鉄筋コンクリート造
東部小学校	6347.14	1969	鉄筋コンクリート造
矢切老人福祉センター	643.34	1976	鉄筋コンクリート造
クリーンセンター	6516.42	1980	鉄筋コンクリート造
資源リサイクルセンター	1244.75	1981	鉄骨造
総合福祉会館	3152.08	1976	鉄筋コンクリート造

他の地方公共団体の取組

● 環境配慮契約(グリーン契約)に関する取組

川崎市では、温室効果ガス等の削減を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的として、「令和5年度川崎市環境配慮契約推進方針」を定めている。

【川崎市環境配慮契約推進方針】

(1) 方針の対象範囲

市役所の全組織を対象としています。

(2) 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方(全般事項)

市が行うすべての契約に基づく事業等からの温室効果ガス等の排出削減を図るため、契約段階で次による環境配慮を行います。

- 広範な分野で環境配慮契約を実施し、温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約内容を確保します。
- 事業者の環境マネジメントシステム等の取組を入札手続の評価項目の一つとして考慮するよう努めます。
- •調達時の要求性能等の明確化、情報公開の実施、他の行政目的との調和を図ります。

(3) 重点的に配慮すべき契約の種類と基本的考え方

- ・電気の供給を受ける契約(平成20年10月実施要綱策定済) 電気事業者の環境負荷低減に関する取組を評価し、評価結果を入札参加資格に反映します。
- •自動車の購入及び賃貸借に係る契約 当面の間、車種選定時に燃費等を考慮することで、ハイブリッド車等の導入を検討します。 総合評価一般競争入札の導入に向けた継続的な検討を行います。

・<u>省エネルギー改修事業(ESCO事業)に係る契約</u>

他のエネルギー改修事業等の契約手法の継続的な検討を行います。 当面の間、プロポーザル方式によりESCO事業者の選定を行います。

・建築物に関する契約

設計に係る契約時に環境保全性能を確保します。 環境配慮型プロポーザル方式の導入を行います。 維持管理を委託する場合には、省エネ・省CO₂化等に係る環境配慮を求めます。

他の地方公共団体の取組

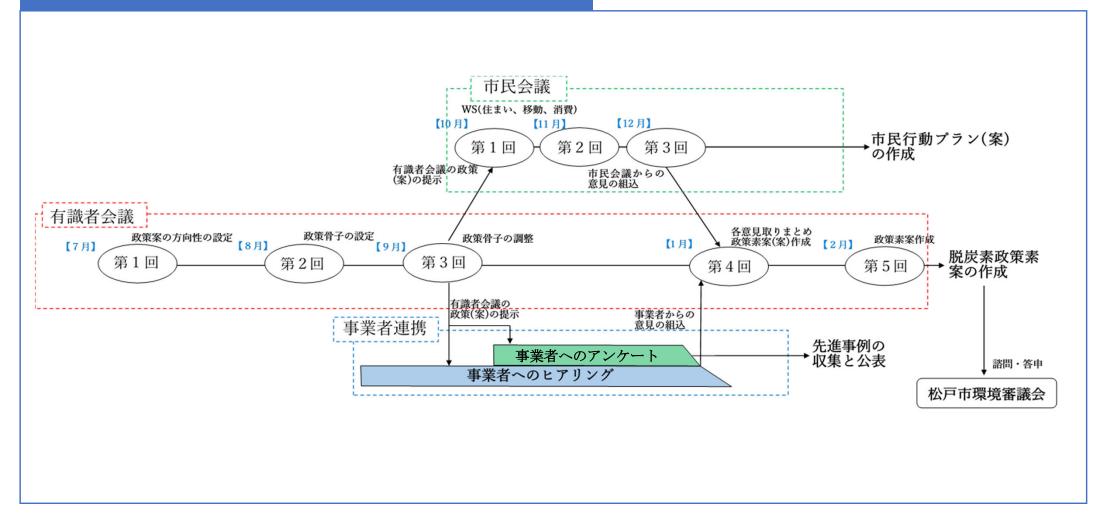
● 市民や団体への補助金

他の地方公共団体では、市民や団体等による脱炭素の活動を支援するため、補助金の交付を行っている事例がある。

自治体名	制度名称	補助対象者	補助対象事業	補助金額
兵庫県 神戸市	KOBEゼロカー ボン支援補助 金	市内で脱炭素に資する 活動を実施する者(個 人、法人、団体など)	市内で行われる脱炭素に資する事業(※)で、かつ地域と連携した事業 ※国の策定した「地球温暖化対策計画」に示されているもの	○チャレンジ枠定額:補助金上限額500万円/年○一般枠定額:補助金上限額100万円/年
静岡県沼津市	市民環境活動支援事業	市内に活動の拠点又は 連絡先があり、市内で 活動する3人以上の非 営利団体	・ 脱炭素社会の実現に寄与する活動・ 循環型社会の実現に寄与する活動・ 自然共生社会の実現に寄与する活動上記3つにかかげる社会を構築するために実施する環境教育活動	活動に対し10万円を限度とする補助金の交付
佐賀県 唐津市	カーボン ニュートラル チャレンジか らつ補助金	市民団体、NPO法人、 ボランティア団体又は 市長が認める団体	地球温暖化の防止と脱炭素社会の 実現に寄与する先進的な事業活動 で、次に掲げるもの。 (1) 団体の構成員によって継続的 に実施される団体活動 (2) 団体の構成員以外の来場者を 募り、交付申請年度内の単発 的に実施される環境イベント	○団体活動 補助対象経費の10分 の9以内とし、50万 円を上限○環境イベント 補助対象経費の10分 の9以内とし、10万 円を上と

市民会議及び事業者ヒアリング等の進捗

市民会議及びヒアリング等の位置付けと時期



①市民会議の進捗

参加者の募集

- 参加者は、居住地域や年齢を考慮し、無作為に抽出した**1,000**名に依頼状(資料 3 2 参照) を送付し、募集中。
- 最終的に希望者から20~25人程度を参加者として選定予定。

市民会議の内容

- 市民会議では、5人1グループで温暖化問題について意見交換を行う。各グループにはファシリテータを配置し、活発な意見交換を促す。
- ファシリテータは松戸市内で市民活動を行っている者に依頼している。開催前にファシリテータのオリエンテーションを実施し、会議の内容や進め方の確認を行う予定。
- 意見交換の結果は市民行動プランとして取りまとめ、ホームページ等で広く公開する。

ヒアリング対象事業者の選定

- ヒアリング対象者は、市内のCO2CO2スマート宣言事業所、ISO14001認証事業者、エコアクション21の登録事業者を中心に選定を行っている。
- 上記の事業所は業種がサービス業や、製造業、建設業の事業所が多い。そのため、その他の 業種の事業者も適宜ヒアリング対象に加える。

ヒアリング内容

- ヒアリング項目案は資料3-3を参照。
- 地球温暖化対策の取組や、市の地球温暖化対策に関する意見等をヒアリングする。

CO2CO2スマート宣言事業所

- 松戸市内の宣言事業所は、124事業所。
- 業種の内訳は表のとおり。

	事業所数
サービス業	46事業所
卸売・小売業	22事業所
医療・介護・福祉	15事業所
製造業	11事業所
不動産業	6事業所
建設業	5事業所
学校、教育機関、幼稚園	4 事業所
製造業、卸売・小売業(食品関係)	4事業所
卸売・小売業、その他(一般廃棄物処理)	1事業所
卸売・小売業、サービス業(自動車関係)	1事業所
建設業、不動産業、サービス業(住宅関係)	1事業所
その他(食品加工、経済団体、コンサルタント業、等)	8事業所

ISO14001認証事業所

• 松戸市内の認証事業所は、17事業所。

No	組織名	産業分類
1	イワブチ 株式会社	17 基礎金属、加工金属製品
2	テープスイッチジャパン 株式会社	19 電気的及び光学的装置
3	ハドラスホールディングス 株式会社	28 建設
4	京葉興業 株式会社 有限会社 いなり建設	28 建設
5	太陽ハウス 株式会社	28 建設, 32 金融、保険、不動産、賃貸
6	有限会社 スズキサービス	24 再生業, 39 その他社会的・個人的サービス
7	株式会社 インザイベジフル	29 卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理
8	株式会社 トーカン	14 ゴム製品、プラスチック製品
9	株式会社 バースヴィジョン	24 再生業
10	株式会社 レゾナック	15 非金属鉱物製品, 17 基礎金属、加工金属製品, 18 機械、装置
11	株式会社 岡本組	28 建設
12	株式会社 杉野製作所	17 基礎金属、加工金属製品, 18 機械、装置
13	株式会社 栄進電機	19 電気的及び光学的装置, 29 卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人 所持品及び家財道具の修理業
14	株式会社 武井製作所	17 基礎金属、加工金属製品
15	株式会社 湯浅建設	28 建設
16	都機工 株式会社	29 卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業
17	開発化学工業 株式会社	24 再生業, 29 卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財 道具の修理業, 39 その他社会的・個人的サービス

エコアクション21登録事業所

• 松戸市内の宣言事業所は、8事業所。

事業者名	主な業種	従業員数
株式会社ブルーエックス	その他	10
栗栖工業株式会社	建設業(設備工事業を含む)	7
呉光塗装株式会社	建設業(設備工事業を含む)	59
株式会社小暮電機製作所	製造業(鉄鋼・非鉄金属・金属製品)	27
株式会社イズム	製造業(機械器具・電子機器等)	18
彌栄自動車株式会社	自動車整備業	6
株式会社落合製作所	製造業(鉄鋼・非鉄金属・金属製品)	29
株式会社シントー	製造業(その他)	30

③事業者アンケートの進捗

アンケート対象事業者の選定

• アンケート対象者は、市内のCO2CO2スマート宣言事業所、ISO14001認証事業者、エコアクション21の登録事業者のうち、ヒアリングを行わなかった事業者や、その他の事業者を規模や業種等が可能な限り偏らないように選定する。

アンケート内容

- アンケート項目案は資料3-4を参照。
- アンケートでは、事業所の概要、温室効果ガス排出量の把握状況、地球温暖化対策への取組、 気候変動の適応の取組、行政に期待する施策等の設問を作成している。

松 環 政 第 ○ 号 令和5年7月25日

00 00 様

松戸市長 本郷谷 健次 (公 印 省 略)

松戸市脱炭素市民会議の参加依頼について

日頃より本市環境行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 この度、市民の方々に地球温暖化問題について身近で取り組めることについ て話し合っていただくため、市民会議を開催することとなりました。

つきましては、裏面の会議内容をご確認いただき、ご関心がありましたらご参加の申込をいただけますと幸いです。

ご不明な点などございましたら下記までご連絡ください。

※ この文書はお住いの地域や年齢を考慮し無作為に抽出された市民へ送付しております。

〒271-8588 松戸市根本387-5 松戸市 環境部 環境政策課 担 当 松戸・永原 TEL 047-366-7089 FAX 047-366-8114 Mail mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

- 1 目 的 松戸市では、昨年に2050年に二酸化炭素排出量をゼロに することを宣言しました。この高い目標は、市の取組だけでは 達成することができず、市民の皆様にも積極的に取組に加わ っていただく必要があります。その第一歩として、今年度は市 民皆様で環境問題について話し合う、市民会議を開催し、環境 問題へ関心を持っていただくとともに、地球温暖化対策への 取組の第一歩としていただきたいと考えております。
- 2 会議内容 本会議はグループでの意見交換を実施します。5人1グループで温暖化問題について意見交換を行い、会議の進行を助ける補助員の補助のもと、意見交換の結果を市で市民行動プランとして取りまとめ、ホームページ等で広く公開いたします。
- 4 開催日程 第1回 令和5年10月15日(日)13:00~17:00 第2回 令和5年11月12日(日)13:00~16:30 第3回 令和5年12月17日(日)13:00~16:30
- 5 開催会場 各回 松戸市民劇場 第2・3会議室(松戸市本町11-6)
- 6 謝 礼 2,000円分のクオカード(1回ごと)
- 7 参加申込 添付されている参加申込書をFAX、メール、 またはご持参いただくか、次の参加申込フォー ムから参加申込を行ってください。

(URL)

https://apply.e-tumo.jp/city-matsudo-chibau/offer/offerList detail?tempSeg=21807



令和5年8月25日(金)を締め切りとさせていただきます。

8 注意事項 本通知は宛先のご本に様にお送りさせていただいております。 受領者以外の方からの申込はお受付できませんのでご注意く ださい。また、申込多数の場合、当課にて調整させていただき ますので、今回申込みいただいても参加とならない場合もご ざいますのであらかじめご了承ください。 なお、会場に駐車場はありませんので、お手数ですが、公共交 通機関をご利用ください。 FAX: 0 4 7 - 3 6 6 - 8 1 1 4

Mail: mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

令和5年度 松戸市脱炭素市民会議 参加申込書

フリガナ:

氏 名:

郵便番号:

住 所:

電話番号:

メール:

簡単に下記についてもご回答ください。

○環境問題について、該当の関	心度にチェックを入れ	てください。(必須)	
□非常に関心がある。 □あまり関心がない。		□どちらともいえない	, 0
○会議に愛称を付けるとする場	合、どのような愛称が	ありますか。(任意)	
○市民会議で話したい内容があ	ればご記載ください。	(任意)	

ご協力ありがとうございました。

書き終わりましたら、FAX、メール、来庁、いずれかによりご提出をお願いします。

提出先

〒271-8588 松戸市根本 387-5

松戸市役所新館6階

環境部 環境政策課

担当:松戸·永原

FAX: 0 4 7 - 3 6 6 - 8 1 1 4

事業者へのヒアリング項目案

<地球温暖化対策の取組みについて>

- ・現在、事業所で温室効果ガス排出量の削減として取組んでいることはありますか?(例: 節電、省エネ機器の導入、再エネ設備の導入・再エネ電力の購入、等)。 ある場合、その内容や効果、費用、取組みを始めた経緯、課題を教えてください。 また、今後取り組んでみたい取組があればご教示ください。
- ・温室効果ガス排出量の削減について、目標を設定していますか?(IS014001 やエコアクションの目標を含む。)また、設定していない場合、今後目標を設定する予定はありますか?
- ・地球温暖化対策への「適応」について、取組んでいることはありますか? (例:熱中症対策、災害への備え、BCP(事業継続計画)の策定、等)
- ・市と連携して実施したい取組や事業があればご教示ください。
- ・事業所に限らず、地域や業界として地球温暖化対策の取組みを行っていればご教示ください。

<市の地球温暖化対策の施策について>

- ・今後、松戸市の温室効果ガス排出量の削減を推進するため、家庭や事業所についても省工 ネ設備や再工ネ設備の設置促進等の施策を行っていく必要があります。 家庭や事業所への省エネ・再エネ設備の設置について、有効と考えられる方法があればご 教示ください。また、課題と感じるところがあればご教示ください。 【温対法の促進区域等の設定についても意見を伺う。】
- ・他自治体では、建築物の新築時や増設時に太陽光発電設備等の設置を義務付けている例があります。松戸市で同様の取組みを行うことになった場合、想定される課題があればご教示ください。
- ・まつど脱炭素社会推進事業所登録制度を知っていますか?知っている場合、制度について どのようにお考えですか?
- ・温室効果ガス排出量を把握している場合、市に情報提供をしていただくことは可能です か?

・今後、地球温暖化対策に取組むにあたり、どのような支援が必要と考えられますか?

くその他>

・地球温暖化対策に関するご意見やご要望等があればご教示ください。

地球温暖化対策に関するアンケート

回答にあたってのお願い

①回答欄(点線の囲み)の中から、当てはまるもの1つについて、「〇」の部分に「 \checkmark 」をつけてください。 (設問により複数回答可もあり。その場合は「 \Box 」の部分に「 \checkmark 」をつけてください。)

Q1. 貴事業所について

貴事業所の主たる業種(日本標準産業分類)として当てはまるものは何ですか

- ○農業・林業 ○漁業 ○鉱業・採石業・砂利採取業 ○建設業 ○製造業 ○電気・ガス・熱供給・水道業
- ○情報通信業 ○運輸業、郵便業 ○卸売業、小売業 ○金融業、保険業 ○不動産業、物品賃貸業
- ○学術研究、専門・技術サービス業 ○宿泊業、飲食サービス業 ○生活関連サービス業、娯楽業
- ○教育、学習支援業 ○医療、福祉 ○複合サービス業 ○サービス業 (他に分類されないもの)
- ○公務(他に分類されるものを除く) ○分類不能の産業

貴事業所の入居状態をお答えください

○自社所有 ○テナント ○区分所有 ○その他 ○わからない

貴事業所の従業員数は何人ですか

○1~4人 ○5~9人 ○10~30人 ○31~50人 ○51~100人 ○101~300人 ○301人以上

保有する業務用自動車は何台ですか

○保有していない ○1~3台 ○4~10台 ○11~20台 ○21~50台 ○51台以上

そのうち、以下の車両は何台ありますか?

- ・ハイブリッド車 台
- ・プラグインハイブリッド車 台
- ·電気自動車 台
- 燃料電池車 台

Q2. 温室効果ガス排出量の把握状況について

貴事業所は省工ネ法に基づくエネルギー管理指定工場等(原油換算エネルギー使用量が年間1,500kl以上)に該当しますか

- ○はい
- ○いいえ
- ○わからない

貴事業所における温室効果ガス排出量を把握していますか

- ○事業所の排出量を把握している(温対法、省エネ法の報告制度も含む)
- ○事業所の排出量の一部(燃料使用のみ等)を把握している
- ○把握中
- ○把握する予定
- ○把握する予定はない
- ○わからない

温室効果ガス量を把握している場合、定期的(年1回等)に市に報告をしてもらうことは考えられますか

- ○報告は可能である
- ○事業所の情報のため、報告は難しい
- ○現時点ではわからない

J t-CO ₂ /年			
貴事業所における地球温暖化対策への取組について			
球温暖化対策の取組の必要性をどのように考えていますか			
)必要性を強く感じている ○必要性を感じている ○必要性を感じていない	○必要性	を全く感じて	いない
)どちらでもない ()わからない	니성미수시코스	0+ 0 ++1	
の地球温暖化対策の取組みのうち、現在取り組んでいる、またはこれから取	り組む予定	のものはあり	まりか
取組み内容	取組中	取組予定	取り組む 予定はな
地球温暖化対策に関する計画等の作成			
省エネルギー診断やエコチューニング事業の受診			
省工ネ設備への切り替え			
再生可能エネルギー設備の導入(太陽光、太陽熱、風力等)			
蓄電池の導入			
業務用・産業用燃料電池の導入			
再生可能エネルギーによって発電された電力等の購入			
BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)、FEMS(工場エネルギー マネジメントシステム)の導入			
建築物の建築時・改修時における省エネルギー性能を意識した改修又は建物のZEB 化			
CASBEE(建築物環境総合性能評価システム)等の評価認証の取得			
業務用車両のBEV、HEV、PHEV、FCV 等の次世代自動車への切り替え			
公共交通機関や自転車の利用			
エコドライブの奨励・実施			
発棄物の減量化、リサイクルの実施			
グリーン購入の実践			
食品ロスの削減			
事業場内の緑化、植林等の森林保全活動			
地域の環境学習や環境保全活動等への参加・協力			
ホームページや環境報告書等による情報提供			
社員への環境教育			

○今後目標を設定する予定である ○目標を設定する予定はない

貴事業所で脱炭素に取り組むにあたっての課題は何ですか(複数回答可)
□情報や知識が不足している □資金面の余裕がない □人員の余裕がない □社内の合意形成
□ステークホルダーの理解が得られない□効果的な方法がない□メリットよりデメリットが大きい
□大きな効果が見込めない ○その他 ()
Q4. 気候変動への適応について
「気候変動に対する適応」という考え方を知っていますか
○言葉と意味を知っていた ○言葉は知っていたが意味は知らなかった ○言葉も意味も知らなかった
貴事業所において、気候変動への適応として取り組んでいることはありますか(複数回答可)
□BCP(事業継続計画)の策定 □従業員の熱中症の予防 □設備等の保護対策
□雨水貯留施設・雨水タンクによる散水等の雨水利用 □クールシェアスポットの設置
□その他 ()
Q5. 行政の施策について
地球温暖化対策のために貴事業所が松戸市に期待している施策は何ですか(複数回答可)
□市民に対する普及啓発活動
□事業所に対する情報提供、セミナー等の開催
□事業者同士の情報交換の場の提供
□脱炭素、省エネに関する相談窓口の設置
□事業者による IS014001、エコアクション 21 などの認証取得支援
□先進的な取組みを行う事業所の PR
□再生可能エネルギーの導入促進支援
□省エネ機器の導入促進支援
□次世代自動車の導入促進支援
□社会インフラの誘致/助成(充電ステーション、水素ステーションなどの設置・誘致 など)
□避難所への再生可能エネルギー設備の設置等の災害時の体制整備
□脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを作る国民運動(デコ活)といった取組の促進
□ごみの減量化、リサイクルの促進
□緑化の推進、森林保全
□その他()
松戸市では、建築物数に占める太陽光発電設備の設置割合は6%程度であり、カーボンニュートラルを目指すためには
太陽光発電設備等の再工ネ設備の導入促進が重要となります。
事業者としての観点で、現在、太陽光発電設備が普及していない理由はなんだと思いますか(複数回答可)
□費用が高いから □グェン記機・の交換を原件している。こ
□省エネ設備への交換を優先しているから □建築物に設置できる場所がないから、建築物の構造として設置できないから
□太陽光発電では事業所の電力需要とマッチしないから
□数十年の初期費用回収期間の事業継続が不透明だから
□効果がわからないから
□メリットを感じないから
□補助制度が不十分だから
□許認可等の手続きが大変だから
□その他 ()

太陽光発電設備の導入促進のため、市としてどのような施策を行うことが望ましいと考えますか(複数回答可)	
□太陽光発電設備の設置促進区域の明確化(地球温暖化対策推進法に基づく促進区域等の設定)	
□太陽光発電設備の設置に関する制度の創設(一定規模以上の義務化、新築設計時の説明等)	
□太陽光発電設備の導入に関する手続きや規制の合理化	
□太陽光発電設備の導入に関する金銭的補助	
□その他()	
Q6. 自由意見、提案等	
その他	
今後、市からのヒアリング等にご協力いただける場合、ご担当者様の連絡先等をご記入ください。	
<u>会社名</u>	
ご担当者名	
<i>¬\</i> 2~	
<u>ご住所</u>	
電話番号	
メールアドレス	
<u>/ /// / / / / / / / / / / / / / / / / </u>	

アンケートはこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

松戸市脱炭素有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 松戸市における今後の脱炭素社会構築のための政策を検討するために 松戸市脱炭素有識者会議(以下「有識者会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、松戸市における今後の脱炭素社会構築のための政策の 方向性に関する事項の検討を行う。

(組織)

- 第3条 有識者会議は、別表の委員8名で組織する。
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また、同様とする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、令和5年7月1日から令和6年3月31日とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、有識者会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会長は有識者会議を招集し、議長となる。
- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。 (関係者の出席)
- 第7条 会長は、有識者会議の開催に際し、必要に応じ関係者の出席を求め、 その説明を聴取することができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、検討の過程において知り得た情報を公開してはならない。ただし、市が公表した情報に関してはこの限りではない。

(庶務)

第9条 有識者会議に関する庶務は環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

所属	氏 名
東京都立大学 都市環境学部都市政策科学科 教授	奥 真美
元 流通経済大学 流通情報学部 教授	古井 恒
国立研究開発法人 国立環境研究所 地球システム領域 地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス 高度技能専門員	伊藤 洋
松戸商工会議所 中小企業相談所 所長	濱島 憲二
千葉銀行 法人営業部 ビジネスンリューショングループ 副部長	羽山 明
一般社団法人銀座環境会議 代表	平野 将人
東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社 支社長代理	岡田 真弓
京葉ガス株式会社 東葛支社お客さまサービスグループ グループマネージャー	増井 嘉則

第1回松戸市脱炭素有識者会議 議事概要

1 日時

令和5年7月21日(金)14:30~16:30

2 場所

松戸市役所 議会棟3階 第2会議室

3 次第

開会

議題

- (1) 松戸市の地球温暖化対策について
- (2) 近年の地球温暖化対策の社会動向等について
- (3) 事業者へのヒアリング及びアンケートについて

閉会

4 出席者

【有識者】

奥 真美 委員

古井 恒 委員

伊藤 洋 委員

濱島 憲二 委員

羽山 明 委員

平野 将人 委員

岡田 真弓 委員

増井 嘉則 委員

【松戸市】

石和田 二郎 副市長

秋庭 良一 環境部長

瀬谷 眞一 課長

奈良場 健 専門監

松本 優子 課長補佐

松戸 孝雄 主査

永原 和樹 主事

【事務局:㈱環境管理センター】

5. 議事

議題(1)松戸市の地球温暖化対策について

- 地球温暖化対策における松戸市の現状と課題、特に産業部門や一般住宅における排出量の増加要因や、再生可能エネルギー設置の義務化、市独自の取組の評価に関して議論が行われ、今年度、本会議の中で市としてどのような取り組みを取っていくか検討していくこととなった。
- 資料2に示された松戸市の二酸化炭素排出量の推移に関する最新のデータは 2019 年までであるが、その後はコロナの影響により排出量が増加している可能性があるとの意見があった。
- 産業部門の排出量が減少している要因として、製造品出荷額の減少が影響 している可能性が挙げられた。委員からは、この減少についても市のサポートが必要との意見が出た。
- 住宅からの二酸化炭素排出量の増加要因について、世帯数の増加が影響している可能性が示された。
- 市の二酸化炭素排出量の推計値について、日本全体のエネルギーの平均から計算されるため、全国的な再エネや原子力発電の影響はあるものの、市独自の取組の効果が二酸化炭素排出量の値に直接的には反映されないという意見があった。
- 市の取組として今回説明された資料2は、国のロードマップを引用したもので、それとは別に市として何を行って、どう排出量を削減するかが見えていないという意見があった。また、太陽光発電設備の義務化について基礎自治体レベルで取組むべきものなのかという意見があった。
- 事務局から市の公共施設で電気を使っている施設は約 200 か所であり、その内太陽光発電設備を設置しているのは 18 カ所、との説明があった。

議題(2)近年の地球温暖化対策の社会動向等について

- 地球温暖化対策における太陽光発電や水素の検討、再エネ設置条例や促進 区域の設定、公共施設や集合住宅への対策、資金調達やグリーンファンド の利用、市民活動、吸収源対策などが議論された。
- 再エネの普及のため太陽光発電の導入は重要だが、九州地域のメガソーラー等、出力抑制した事例があることから、東電の考えも聞いてみたいとの意見があった。
- 六高台にある ENEOS の水素ステーションが紹介され、水素の利活用を例えば物流の観点等から考えては、という意見があった。
- 京都市の再工ネ設置条例に関して、建築物の要件についての質問があった。 小型の店舗等を含め、対象となる施設の要件についての議論も行われ、事業者にも配慮した検討が必要との意見があった。
- 再工ネ促進区域の設定について議論があった。全国で既に9市町村が促進 区域を設定している例があり、委員から小田原市、福岡市、唐津市などの 事例の紹介があった。促進区域はポジティブゾーニングなので、地域の合 意を得たうえで設定するものであり、実施するならば千葉県の区域設定を

待たずに検討を進める必要があるとの意見があった。

- 促進区域について考える場合は、建築物省エネ法の区域設定に必要となる 計画の検討に加えて、市の温暖化対策実行計画の改定もセットで考える必 要があるとの意見も示された。
- 公共施設や特別養護老人ホームなどから取組を進めていくべきではという意見があった。また、設備等に関する補助金は本質的に逆進性の性質を持っているものではあるが、家を買う余裕がある人だけではなく、集合住宅向けの補助なども検討してはどうかという話が有った。
- 市で公共施設の建て替えを考える場合、一度建ってしまったら長期的なものになってしまうため、今予定があるならすぐに取組を行うことが重要という意見があった。そのような場合の資金調達について、グリーンファンド、等を利用してはどうかという意見があり、委員からグリーンローン等の照会があった。
- 資料3について、実現していくうえでの手法を詰めいていく必要があるとの意見があった。事業に国の補助金を活用するとしたら、要件として環境改善だけではなく、地域課題の解決や企業との連携を考えていく必要があり、市としても覚悟をもって取り組む必要があるという意見があった。
- 排出だけでなく吸収への対策も重要であるとの意見が出された。緑地保全の取り組みや街路樹の保全についても吸収源対策として取り入れてはどうかという意見があった。

議題(3)事業者へのヒアリング及びアンケートについて

- 事業者へのヒアリングとアンケート、市民ワークショップの進捗が説明された。対象の事業者の選定やファシリテーターの依頼などが今後予定されている。
- アンケートの内容や対象者や進捗について委員より質問があった。事務局で検討中であり、進捗については随時報告する予定である、との回答があった。
- 事業所の規模にも配慮して対象を選定する必要があるとの意見があった。
- ヒアリングやアンケートでエコアクション 21 の事業者等も対象にしては どうかという意見があった。また、調査は事業所の規模、多様な業界や業 態を対象として調査を行う予定であるとの説明が事務局からあった。
- 市民ワークショップについて、事務局から市内で活動している市民団体に ファシリテーターを依頼するなど、連携して会議を開催する予定であると の説明が事務局からあった。

以上

松戸市グリーン購入等に係る基本方針

(目的)

第1条 松戸市グリーン購入等に係る基本方針(以下「基本方針」という。)は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)に基づき、環境に配慮した物品等(以下「環境物品等」という。)の調達及び契約の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献するとともに、松戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に掲げる取組みを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 基本方針において使用する用語は、グリーン購入法並びに同法第6条 の規定による環境物品等の調達の推進に関する基本方針及び環境配慮契約法 並びに同法第5条に基づく国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の 排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の例によるものとする。 (適用範囲)
- 第3条 基本方針は、市のすべての組織に適用するものとする。 (調達及び契約に係る基本原則)
- 第4条 調達及び契約に係る基本原則は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮すること。
 - (2) 資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境 負荷の低減を考慮した物品等を選択すること。
 - (3) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めること。
 - (4) コストと環境負荷低減のバランスを考慮して、できる限り広範囲な分野で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努めること。

(調達に係る対象品目及び判断の基準)

第5条 調達に係る対象品目及び判断の基準は、グリーン購入法第6条の規定 に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に準ずるものとし、必要 に応じて見直しを行うものとする。

(調達の目標)

- 第6条 調達の目標について、次に掲げる分野は環境物品等の調達率を100 パーセントとする。
 - (1) 紙類
 - (2) 文具類

- (3) オフィス家具等
- (4) 画像機器等
- (5) 電子計算機等
- (6) オフィス機器等
- (7) 移動電話等
- (8) 家電製品
- (9) エアコンディショナー等
- (10) 温水器等
- (11) 照明
- (12) 消火器
- (13) 制服及び作業服等
- (14) インテリア及び寝装寝具
- (15) 作業手袋
- (16) その他繊維製品
- (17) 災害備蓄用品
- (18) ごみ袋等
- 2 次に掲げる分野の調達の目標については、環境物品等の調達率を令和4年 3月31日現在と比較して、悪化しないこととする。
 - (1) 自動車等
 - (2) 設備
 - (3) 公共工事
 - (4) 役務

(環境配慮契約の種類)

第7条 環境配慮契約の種類は、電気の供給を受ける契約及び自動車の購入等 に係る契約とする。この場合において、第5条の規定は適用しない。

(電気の供給を受ける契約)

- 第8条 電気の供給を受ける契約にあっては、別表第1に掲げる松戸市環境配 慮電力入札評価基準(以下「評価基準」という。)により算定した評価点の合 計が50点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。ただし、 公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表第1中の「前年度」 を「前々年度」と読み替えるものとする。
- 2 市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加しようとする電気事業者は、 評価基準に基づき算定した評価点を松戸市電気の供給を受ける契約に関する 環境評価項目報告書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなけれ ばならない。
- 3 市長は、前項の規定による提出があったときは、報告書の内容に基づき、

入札参加資格の有無を確認し、松戸市電気の供給を受ける契約に関する環境 評価項目評価結果通知書(第2号様式)により、当該電気事業者に通知するも のとする。

(自動車の購入及び賃貸借に係る契約)

第9条 自動車の購入及び賃貸借契約にあっては、別表第2に掲げる電動車等 を調達し、内燃機関を有する自動車の調達に当たっては別表第3に掲げる一 般公用車購入等基準を満たすものとする。ただし、緊急用車両等、特殊な行 政目的を持つ自動車を調達する場合はこの限りではない。

(環境配慮契約等の推進)

第10条 基本方針に定めるもののほかに、市が調達及び契約する場合においても、環境配慮契約の観点から、環境マネジメントシステム規格認証を取得していることを条件等に付するように努めるものとする。

(補則)

- 第11条 市長は、この基本方針を変更し、又は廃止しようとするときは、松 戸市環境審議会の意見を聞かなければならない。
- 第12条 この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この方針は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第1項中「評価点の合計が70点以上」とあるのは平成29年度に限り「評価点の合計を60点以上」と読み替えるものとする。

附則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

項目	区分	配点
	0.250 未満	70
	0.250以上0.300未満	65
	0.300以上0.350未満	60
 前年度の 1kWh 当たりの二酸	0.350以上0.375未満	55
Name	0.375以上0.400未満	50
(基礎排出係数)	0.400以上0.425未満	45
(圣诞炉山水数)	0.425 以上 0.450 未満	40
	0.450以上0.475未満	35
	0.475以上0.500未満	30
	0.500以上	0
前年度の未利用エネルギー	0.675%以上	10
削年度の未利用エネルキー 活用状況	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
	7.5%以上	20
前年度の再生可能エネルギ	5%以上7.5%未満	15
前年度の再生可能エイルヤー 一導入状況	2.5%以上5%未満	10
	0%超 2.5%未満	5
	導入していない	0

備考

- 1 前年度の1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO₂/kWh)(基礎排出係数)とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された前年度の基礎排出係数をいう。ただし、特定排出者の温室効果ガス排出量算定用の値と政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用の値が異なる場合は政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用の値とする。
- 2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した値とし、次の方法により算出する。

前年度の未利用エネルギー活用状況[%]=

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)[kWh] × 100 前年度の供給電力量(需要端)[kWh]

3 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含ま

れる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

- (1) 工場等の廃熱又は排圧
- (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
- (3) 高炉ガス又は副牛ガス
- 4 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を 熱量により按分する。
 - (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、 未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発 電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に 伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利 用エネルギーによる発電分とする。
- 5 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す 方法により算出した数値(単位は全てkWh)をいう。
 - (1) 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)
 - (2) 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を除く。)(送電端)

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギー導入状況[%]

6 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項において定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。

別表第2(第9条関係)

区分	電動車等
乗用車**1	
小型バス**2	
小型貨物車※3	電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド
バス等**4	自動車、燃料電池自動車、水素自動車
トラック等**	
トラクタ**6	

- ※1 乗用車とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用車であって、 普通乗用車、小型自動車及び軽自動車をいう。
 - ○普通自動車:小型自動車の大きさの基準のうちいずれかが超えている乗用車
 - ○小型自動車:総排気量20以下、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2m以下の乗用車
 - ○軽自動車:総排気量0.660以下、長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2m以下の乗用車
- ※2 小型バスとは、定員11人以上、車両総重量3.5t以下の乗用車をいう。
- ※3 小型貨物車とは、軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車を総じた車両総重量3.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車をいう。
 - ○軽貨物車:軽自動車のうち貨物の用に供するもの
 - ○軽量貨物車:車両総重量1.7t以下のトラック
 - ○中量貨物車:車両総重量1.7t超3.5t以下のトラック
- ※4 バス等とは、乗車定員10人以上かつ車体総重量が3.5t超の乗用自動車をいう。
 - ○路線バス:高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動 車運送事業用自動車
 - ○一般バス:路線バス以外の自動車
- ※5 トラック等とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車(けん引自動車を除く。)をいう。
- ※6 トラクタとは、車両総重量3.5t超のけん引自動車(けん引自動車に限る。)をいう。

別表第3 (第9条関係)

別衣弟 3	(N) O	宋)徐/			
区分		巨種別	ガソリン		ディーゼル (軽油)
			燃費	排ガス	燃費
			然費基準達成車	会議を表現しては、 佐排出ガス車 中国の年後出力及車5000m 第1の着大区が返車	然費基準達成車
	乡	乗用車	2020年度	平成30年	2020年度
			燃費基準	排出ガス基準	燃費基準
乗用車			達成以上	50%低減以上	達成以上
小型バス			您費基準 代10% 造成車	低排出ガス車 中以30年 設治カス軍 50 9 日本 国工ジ書大臣法定署	海灣基準 (10%)這成車
	小	型バス	平成27年度	平成30年	平成27年度
			燃費基準+10%	排出ガス基準	燃費基準+10%
			達成以上	50%低減以上	達成以上
	軽	貨物車			
	軽量貨物車		平成27年度	★★★★	平成27年度
小型	(1.7t以下)		悉費基準4月0%達成車	アンパアロリノノー・ラー 中成30年 提出ガス基準50分型域 国土交通大田原企業	戏費基準 针◎% 還成車
貨物車	中量貨物力	1.7t超	平成27年度	平成30年	平成27年度
貝177年		2.5t以下	燃費基準+10%	排出ガス基準	燃費基準+10%
		2.5t超	達成以上	50%低減以上	達成以上
	車	3.5t以下			
路線バス 一般バス		平成27年度 燃費基準+10% 達成以上		平成27年度	
重量車	\	ラック等	平成27年度 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上	_	平成27年度 平成27年度 燃費基準+10% 達成以上
	1	ラクタ	聚費基準達成車 平成27年度 燃費基準 達成以上		平成27年度 燃費基準 達成以上

松戸市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

 〒

 所
 在
 地

 フ
 リ
 ガ
 ナ

 名
 称
 印

 代表者職・氏名
 電
 話
 番

松戸市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加したいので、松戸市グリーン購入等に係る基本方針第8条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

評価項目	数値等	点数
前年度の 1kWh 当たりの二酸化 炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh) (基礎排出係数)		
前年度の未利用エネルギー 活用状況		
前年度の再生可能エネルギー 導入状況		
台:	計	

- ※ 数値等の根拠となる資料を添付すること。
- ※ 公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、上記「前年度」を「前々年度」 と読み替えるものとする。

第 号

所 在 地名 称代表者職・氏名

様

松戸市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目評価結果通知書

年 月 日付けで報告のありました松戸市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書を評した結果について、松戸市グリーン購入等に係る基本方針第8条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

松戸市長

印

記

1 評価結果

松戸市電気の供給を受ける契約に関する入札参加資格

有 • 無